

競争入札参加資格審査申請書変更届のご案内（建設工事）

入札参加資格認定後、次表に掲げる事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更届を次表右欄の添付書類を添付して提出してください。

1 届出が必要な事項及び添付書類

- ・変更手続きは、広島県の資格審査受付システムを利用した電子申請で行い、添付書類は電子申請で提出してください。電子申請での手続き終了後、送信完了件受付票及び必要書類を江田島市へ提出してください。電子申請を利用した場合は、添付書類の提出は必要ありません。（委任状は除く）
- ・電子申請を利用されていない方や電子申請では変更できない内容については、変更届（別記様式）、添付書類等を書面で提出してください。（郵送可）
- ・委任状を提出する際には、電子システム上ではなく、書面で委任状の提出が必要です。（郵送可）
※委任できる営業所は一つのみです。

【電子申請又は窓口申請】

会社基本情報	項目	添付書類
	主たる営業所の所在地	・登記事項証明書（写し）又は建設業許可変更届出書（様式第 22 号の 2）（写し、許可行政庁の収受印のあるもの） ※登記事項証明書で確認できない場合は、建設業許可変更届出書を添付。
	商号又は名称	
	代表者氏名	
	郵便番号	添付書類不要
	電話番号	
	F A X 番号	
	E メールアドレス	

許可情報	項目	添付書類
	許可換え（大臣⇔知事）	・建設業許可証明書（写し）又は許可通知書（写し）
	許可区分（般⇔特）	
	許可業種の廃業	・建設業廃業届（写し）

※許可情報の変更については、資格認定された業種に限る。

委任先の営業所情報	項目	添付書類
	所在地	・登記事項証明書（写し）又は建設業許可変更届出書（様式第 22 号の 2）（写し、許可行政庁の収受印のあるもの）
	営業所名	添付書類不要
	受任者氏名	・委任状（電子申請は提出不要。原本を江田島市へ提出）
	郵便番号	添付書類不要
	電話番号	
	FAX 番号	
	E メールアドレス	
	許可（追加、廃業）	・建設業許可変更届出書（様式第 22 号の 2） （写し、許可行政庁の収受印のあるもの）
	許可（区分の変更）	・許可申請書及び別表 （写し、許可行政庁の収受印のあるもの）
	廃止	・建設業許可変更届出書（様式第 22 号の 2） （写し、許可行政庁の収受印のあるもの）
	委任先の新規登録 委任先の営業所を変更	・建設業許可変更届出書（様式第 22 号の 2） （写し、許可行政庁の収受印のあるもの） ・営業所一覧表 ※電子申請の場合は不要。 ・委任状（電子申請は提出不要。原本を江田島市へ提出）

項目	添付書類
入札参加資格取下げ	添付書類不要 ※取下げ申請をした業種は、認定されている期間中においては再申請できません。

【その他、必要書類】

	項目	提出書類
その他	使用印鑑（実印）	・印鑑証明書（写し、実印の場合のみ） ・使用印鑑届

2 注意点

- ・希望業種の追加については、別途定められた追加申請期間に入札参加資格審査申請を行う必要があります。
- ・建設業許可が失効した場合には、入札参加資格も失効します。この場合、改めて建設業許可を取得し、新規の許可で経営事項審査を受審しなければ、入札参加資格申請を行うことはできません。
- ・届出が必要な事項の変更があったにもかかわらず、変更届を提出しない場合は、建設業者等指名除外要綱による指名除外の対象になる場合があります。

3 届出が不要な変更の例

- ・許可番号の変更を伴わない通常の許可更新
- ・入札参加資格申請後の経営事項審査の更新
- ・代表者以外の役員の変更
- ・決算、資本金、使用印鑑の変更
- ・江田島市との契約締結権限を有しない営業所事項

4 その他

次の事項については、変更があった時点で、江田島市の発注工事を受注している場合には、入札参加資格の変更届とは別に、契約ごとに工事発注担当課に変更事項を届け出る必要があります。

- ・商号・名称（必須）
- ・主たる営業所の所在地（主たる営業所が契約を行っている場合）
- ・代表者氏名（主たる営業所が契約を行っている場合）
- ・営業所所在地（営業所が契約を行っている場合）
- ・営業所名称（営業所が契約を行っている場合）
- ・受任者（営業所が契約を行っている場合）

5 提出先

江田島市総務部財政課

〒737-2297

広島県江田島市大柿町大原 505 番地

電話 0823-43-1629